



# 電子申請の対象を 拡大します

令和6年2月より、給排水設備工事の電子申請の申請対象工事を拡大します。

ご利用をご検討ください。

- ◆ 申請対象は、**建物を新築する工事**で事前協議が必要ないものになります。

(これまでの「専用住宅」に加え、**事務所や店舗などの用途**も申請対象となります。)

詳しくは、上下水道局の下記のHPを確認してください。

- ◆ 設計審査手数料の支払いにはクレジットカードが必要になります。(領収書の発行はできません)
- ◆ 営業時間外の申請は、翌営業日の受付になりますので、ご注意ください。

(営業時間：月曜日から金曜日(休日および12/29～1/3を除く)午前8時45分から午後5時15分)

※申請対象外の申請の場合は、電子申請で受付できませんので、対象をよくご確認のうえ、申請してください。

※申請書類に不備がある場合は、営業センター・営業所から連絡があります。

給排水設備工事の電子申請ページ

<https://www.water.city.nagoya.jp/category/kojiten/145419.html>

